

## 高知県高等学校等奨学金制度（在学申請）のご案内

※ この奨学金は貸与するものであり、貸与終了後、必ず返還しなければなりません。

高知県教育委員会では、高等学校や高等専門学校等への進学・修学を希望しながら、経済的な理由で修学が困難な方に対し、奨学金を貸与しています。

※ 「現在貸与を受けている方」及び「新1年生のうち、中学校で貸与申請書を提出し、【貸与内定通知】を受けている方」については、この申請は必要ありません。

### 1 貸与対象者

次の（１）～（４）のすべてに該当する方が対象となります。

- （１） 令和6年4月に、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校の高等課程に入学された方又は在学中の方
- （２） 保護者が高知県内に居住している方
- （３） 日本学生支援機構による学資の貸与若しくは支給又は国・県からの奨学金の貸与を受けていない方（ただし、「母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の就学支度資金」及び「高知県生活福祉資金貸付制度の教育支援資金のうち就学支度費」は除きます。）
- （４） 経済的な理由により修学が困難な方（※詳しくは、裏面【1】をご覧ください。）

（注）ア（１）の「専修学校の高等課程」については、高知県高等学校等奨学金の貸与対象学科としてあらかじめ認定されている学校が対象となります。

詳しくは、高知県教育委員会高等学校課にお問い合わせください。

イ 専攻科へ進み、続けて貸与を受けたい方は、新たに申請する必要があります。

ウ 貸与の決定に必要な事項について、関係機関で調査する場合があります。

### 2 貸与月額

在学する高等学校等の奨学金区分の中で、貸与月額を選ぶことができます。

奨学金区分	貸与月額
国公立	18,000円 又は 23,000円
私立	30,000円 又は 35,000円

※貸与する奨学金は、国公立及び私立ともに「無利子」です。

### 3 貸与期間

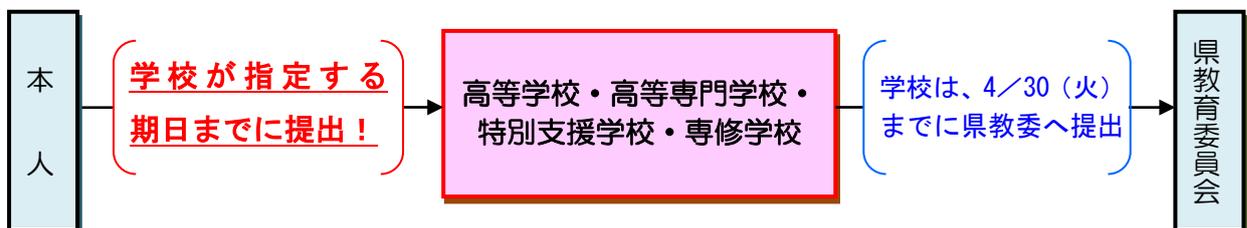
令和6年4月から正規の修業年限までとします。

### 4 申請手続

申請書（高等学校等にあります。）に次の書類を添付して、在学する学校へ提出してください。

なお、提出期限については、学校の指示に従ってください。

- （１） 誓約書（連帯保証人の印鑑登録証明書〔発行日が申請時から3か月以内のもの〕を添付）
- （２） 住民票（申請者と生計を一にする家族全員の分。発行日が申請時から3か月以内のもので、「続柄表示」及び「世帯全員の住民票である」旨の記載がされていること）
- （３） （２）の家族全員分の収入・所得を証明する書類（収入・所得証明書等【源泉徴収票は不可】）
- （４） 申請者本人名義の預金通帳の写し（四国銀行・高知銀行・高知信用金庫・農業協同組合・みずほ銀行のいずれかに限る）
- （５） 在学証明書（在学する高等学校等が発行）



### 5 貸与の決定

令和6年7月頃に、在学している高等学校等を通じて、本人に通知します。

## 6 奨学金の返還

この奨学金は貸与するものであり、貸与終了後、必ず返還しなければなりません。

奨学金の貸与が終了してから6か月を経過後、貸与金額に応じて、20年以内で県が定めた期間により、【月賦・半年賦・年賦・一括】のいずれかの方法で返還していただきます。

なお、選択した返還方法にはそれぞれ納期限を設定しており、納期限までに返還しなかった場合は、延滞した日数に応じ、「年10.95%」の割合で計算した延滞利子を別途お支払いいただきます。

(例：3年間の貸与を受け、毎月返還する場合)

奨学金区分	貸与月額	貸与総額	返還年数	返還月額
国公立	18,000円	648,000円	9年	6,000円
	23,000円	828,000円	10年	7,000円
私立	30,000円	1,080,000円	11年	9,000円
	35,000円	1,260,000円	12年	9,000円

## 7 緊急採用

生計急変の事由が発生したときから、1年以内である場合に申請することができます。詳しくは、学校にお問い合わせください。

### 【1】経済的な理由により修学が困難な方とは

次の(1)～(4)のいずれかに該当する世帯の方が対象となります。

- (1) 令和5年度に生活保護法に基づく保護を受けた世帯
- (2) 令和5年度に市町村民税を非課税(地方税法第295条第1項の規定による)とされた世帯
- (3) 令和5年度に市町村民税を減免(地方税法第323条の規定による)された世帯
- (4) 世帯全員の収入(所得)金額が、次表に定める収入(所得)基準額以下である世帯

#### 収入(所得)基準額表

世帯区分	[給与・年金収入の場合] 収入基準額	[給与・年金収入以外の場合] 所得基準額
1人世帯	3,190,000円	2,153,000円
2人世帯	4,680,000円	3,304,000円
3人世帯	5,760,000円	4,168,000円
4人世帯	6,870,000円	5,083,000円
5人世帯	7,810,000円	5,929,000円
6人世帯	8,990,000円	7,040,000円
7人世帯	9,940,000円	7,990,000円
8人世帯	11,070,000円	9,120,000円
9人世帯	12,200,000円	10,250,000円

※次のア及びイの世帯については、上記の収入(所得)基準額に加算があります。

ア 身体障害者手帳(1級・2級・3級)  
精神障害者保健福祉手帳(1級・2級)  
療育手帳(A1・A2・B1) } の交付を受けている方がいる世帯

→「当該者1人につき300,000円」を基準額に加算することができますので、交付を受けている手帳の写しを提出してください。

イ 父母の一方又は父母以外の方が児童を養育している世帯

→「260,000円」を基準額に加算することができますので、その旨を証する書類を提出してください。(例:児童扶養手当証書の写し、ひとり親家庭医療費受給者証の写し、民生委員の証明等)

《問い合わせ先》

高知県教育委員会事務局 高等学校課 (TEL: 088-821-4893)